

横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度

隣に建つ建物の説明を聞いたけど、図面の見方がよく分からなかつたな…

法律的にはどう考えられているのだろう?



専門家(建築士と弁護士)から、助言を受けることができます。



※助言を受けるには、条件があります。

制度概要

本制度は、専門家から助言を受けることにより、住民の皆さんと建築主との相互理解を促進し、建築に伴う紛争の未然防止及び自主的な解決に役立てる目的としています。

➤ 助言のイメージ:

例1)隣に10階建のマンションが!
日影の影響がよく分からぬ…

→・図面の見方、建築基準法や民法上の規定を解説

例2)計画建物から、自宅の窓が丸見え!
プライバシーの侵害では?

→・法律上の考え方や判例を紹介
・プライバシー対策の事例紹介

例3)工事中の騒音や振動が心配!
工事協定は結んだ方がいい?

→・法規制の説明、工事協定書の解説
・その他、紛争調整制度の紹介

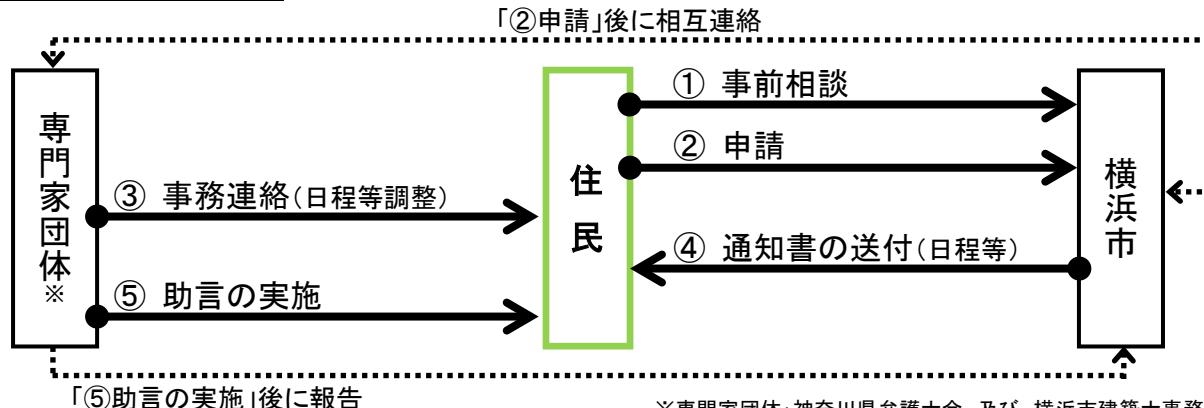
➤ 助言者の派遣:原則、【建築士と弁護士の2人一組】を派遣。

事前に調整した助言場所に派遣します。

➤ 助言の回数:1回 (市長が認める場合のみ、2回)

➤ 費用:無料 (横浜市が負担します)

手 続 の 流 れ



※専門家団体:神奈川県弁護士会 及び 横浜市建築士事務所協会

注意事項

- 本制度は、【中高層建築物条例※に定める近隣住民又は周辺住民】の方が申請することができます。

※中高層建築物条例：横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例

- 近隣住民又は周辺住民の定義等については、【問合せ先】にご相談ください。

- 申請者は、【2名以上】であることが必要です。

- ご近所の方とよく相談して、できるだけ助言を受けたい方が集まってからご申請ください。

- 本制度で扱えない内容があります。

- 扱えない内容の例

- ・建築計画が適法であるかの判断
- ・土地建物等の資産価値変動の予測
- ・周辺の事業活動・営業への影響
- ・土地の境界の権利問題
- ・金銭補償の具体的な金額
- ・健康への影響・被害等
- ・反対運動等を行うための助言

- 申請前に、【問合せ先】にご相談ください。

- 申請者や助言を受けたい事項について、あらかじめご相談ください。

要綱・要領他

制度要綱・制度要領は、横浜市ホームページに掲載しています。

横浜市 専門家助言制度

検索 

本制度は、中高層建築物条例に基づく制度です。

【問合せ先】

横浜市 建築局 情報相談課（中高層担当）

横浜市 情報相談課

検索 

住所 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 25 階

電話 045-671-2350

FAX 045-550-4102